

◎ 広 報

とみおか

2011.11.1(平成23年)

富岡町災害情報 No.9



中央商店街(2007年11月撮影)

町民のみなさまへ

天皇陛下から励ましのお言葉をいただきました

天皇、皇后両陛下主催の「秋の園遊会」が10月13日、東京・元赤坂の赤坂御苑であり、各界から出席した約2,000人の中、町民を代表して天皇陛下からお言葉をいただきました。



【福島中央テレビの画面から】

天皇陛下からは「大変な震災に遭われ、町民の皆さんも日々ご苦労のこととお察ししていま

す。これからも、まだまだ避難生活が続くと思いますが、健康に留意されつつ、一日も早く戻ることができることを願っています」とねぎらいのお言葉をいただきました。

私から「一人でも多くの町民に、陛下のお言葉をお伝えいたします。陛下のお言葉は、町民に勇気と希望を持たせるお言葉だと思います。除染を本格的に実施して、一日も早くふるさとに帰還できるようにしっかり努力したいと思います」と申し上げたところ、天皇陛下から「みんなが力を合せてきょうまで進んでこられました。本当に心強いことだと思います。どうぞ良い復興が行われるように願っています」と励ましのお言葉をいただきました。

また、皇太子殿下をはじめ、多くの皇族方からも励ましのお言葉をいただきました。

最前列で天皇・皇后両陛下をお迎えし、大変緊張もいたしました。町民の皆さんを励ますお言葉をいただき、復興に向けて更なる前進を決意いたしました。

町長 遠藤 勝也

町税等の減免について

本年度の町税等については、課税を延期していましたが、国、県と協議した結果、下記のようになりました。町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税通知は後日皆さんの避難先に発送する予定です。

町県民税

平成22年中の所得に応じて減免となります。減免の対象者は警戒区域に住所を有し、義援金の申請をしている方で、平成22年中の所得が1,000万円以下の方です。

減免対象者	平成22年中合計所得金額	減免の割合
義援金の申請をしている人で、警戒区域に住所を有する人または平成23年3月11日時点で住所を有していた人	500万円以下	全額減免
	500万円超750万円以下	1／2減免
	750万円超1,000万円以下	1／4減免

※なお、平成23年度減免対象になる方で、納付済みのもの(公的年金特別徴収等)は後ほど還付手続きをします。

固定資産税

土地・家屋については課税免除となります(申請不要)。償却資産については原則として課税となりますが、富岡町では職権で減免とします(申請不要)。ただし、移動性償却資産、総務大臣・知事配分償却資産については減免申請が必要となりますのでご了承ください。

軽自動車税

警戒区域内に放置され使用することができない、またはできなかった期間がある車輛は、申請により減免することができます。申請書の用紙は、納付書に同封して送付します。ただし、四輪の軽自動車以外の車輛は既に減免が決定していますので、申請の必要はありません。

■軽自動車の車検用納税証明書■

これまで、車検を受ける際に必要な納税証明書については、平成22年度の納税証明書の有効期限を10月30日まで延長して対応していましたが、有効期限をさらに平成24年1月30日まで再延長することとしました。平成22年度の納税証明書がお手元にない場合、申請により再交付いたします。ただし、FAXでの納税証明書の再交付は行っていません。役場窓口での直接交付か郵送で交付します。郵送で申請する場合は、所有者名と車輛番号の分かる書類とともに、必ず返信用封筒を同封してください。

国民健康保険税

警戒区域における国の税制措置により、保険税については免除となります。なお、納付済みのもの(公的年金特別徴収等)は後ほど還付手続きをします。ただし、遡及して国民健康保険税に加入した方につきましては平成22年度分の保険税のうち3月分相当額を減免対象とし、それ以前の加入期間については減免対象とされないのをご注意ください。

■所得証明の発行■

- 1 窓口での申請 本人確認をしますので免許証等を持参してください。
(住民登録上の世帯が一緒の方であればご家族でも請求できます)
- 2 郵送での申請 次の書類を、税務課宛てに郵送してください。
 - ・免許証等身分証明の写しおよびその余白に必要な証明の年度、証明の種類、通数、日中連絡がつく電話番号を記載
 - ・返信用封筒(切手を貼付し送付先の住所を記載)

※現在、証明交付手数料は頂いておりません。

平成23年度自動車税の課税が引き続き延期される納税者の皆様へのお知らせ (自動車税納税証明書に関するお知らせ)

1 自動車税納税証明書の取扱い

県では、平成23年度自動車税について、原子力災害区域に係る一部市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)においては、引き続き課税を延期しております。

このため、延長しておりました自動車税納税証明書の有効期限が10月30日に終了することから、10月31日以降車検等の手続きに支障が生じないように、平成24年1月30日までに、車検等により自動車税納税証明書が必要な場合は、申請により各地方振興局県税部において新たに自動車税納税証明書を交付します。

県内各地方振興局県税部において直接又は電話等で申請を受付しておりますが、相双地方振興局県税部は、大変混み合い交付に時間を要しますので、他の地方振興局県税部(県北、県中、県南、会津、南会津、いわき)へ申請していただきますよう御協力を御願います。

2 注意事項

- (1)具体的な申請手続きにつきましては、それぞれの県税部に必ず確認してください。
- (2)郵送による申請の場合、配達遅延や通常どおりの発送が困難なことがあります。御了承ください。
- (3)申込みは、平日午前8時30分～午後5時15分までにお願いします。
(土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は受付していません。)

3 申請先

○県北地方振興局県税部	電話 024-523-4789	(〒960-8043 福島市中町1-19 中町ビル6階)
○県中地方振興局県税部	電話 024-935-1235	(〒963-8540 郡山市麓山1-1-1)
○県南地方振興局県税部	電話 0248-23-1512	(〒961-0971 白河市昭和町269)
○会津地方振興局県税部	電話 0242-29-5235	(〒965-8501 会津若松市追手町7-5)
○南会津地方振興局県税部	電話 0241-62-5212	(〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1)
○相双地方振興局県税部	電話 0244-26-1123	(〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30)
○いわき地方振興局県税部	電話 0246-24-6024	(〒970-8026 いわき市平字梅本15)

10月6日から
教育委員会(教育総務課)が
移転しました
《新事務所》
〒963-0107
郡山市安積1丁目39-1
山口薬品ビル(安積行政センター東隣)
電 話 024-945-0347
FAX 024-945-0348

11月20日(日)は
福島県議会議員選挙の日です

投票当日、投票できない方は期日前投票で投票できます。

【全国各地に避難されている皆様へ】

現在居住されている市区町村で不在者投票を行うことができますが、事前に関係書類の請求が必要です。

詳しくは、先に送られた「県議会選挙のお知らせ」をご覧ください。



中学生以下のお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります

これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方が申請が必要です。
子ども手当の変更及び手続きにつきましては、次のとおりです。

1 支給額の変更（平成23年10月分から平成24年3月分まで）

年齢区分	月 額
0歳～3歳未満	1万5,000円
3歳～小学校修了前	1万円(第3子以降は1万5,000円)
中学生	1万円

※10月～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支給します。

2 支給要件の変更

これまでの子ども手当と比較し、下記の方の取扱いが大きく変わります。

○国外に居住する子ども

原則として、子ども手当は支給されません。

子どもは、国内に居住していることが、支給要件となります。

○父母が海外に居住する場合

子どもの生計を維持する父母が海外に居住する場合、父母は、国内で子どもを養育する者を指定し(父母指定者)、父母指定者が子ども手当を申請し、手当を受給します。

この場合は、申請前に「父母指定者指定届」が必要となります。

○施設に入所する子ども

施設設置者が申請を行い、受給及び管理することになります。

○子どもとの同居優先

父母が別居し、当該父母が生計を同じくしない場合(例：離婚協議中の父母が別居している場合)は、子どもの生計を維持する程度に関わらず、子どもと同居している者を支給要件を満たす者として、手当を支給します。

但し、単身赴任の場合は、子どもと別居していても、従前のおり子どもを養育する生計中心者に支給することになります。

3 これまで子ども手当を受給していた方も含め、対象の子どもを持つ全ての方が申請が必要

新しい法律(子ども手当特別措置法)により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認するため、申請が必要になります。

※申請書につきましては、後日郵送いたします。

なお、申請書は、先の子ども手当を富岡町から受給し、支給要件を満たす方に送付いたします。

受給者(子どもの養育者)が避難、単身赴任等の転出により、富岡町に住所を有しない場合は、現に住民登録のある市(区)町村での申請となりますので、そちらにお問い合わせください。

町 内 の 放 射 線 量

富岡町が独自に実施した町内の空間放射線量の測定結果をお知らせします(単位：マイクロシーベルト/h)

測定場所	10月14日(晴れ)		10月19日(晴れ・曇り)		10月26日(晴れ・曇り)	
	地上 1 m	地上 1 cm	地上 1 m	地上 1 cm	地上 1 m	地上 1 cm
下千里消防屯所	4.59	6.37	4.68	6.27	5.00	6.27
上千里消防屯所	3.63	4.95	3.49	4.78	3.72	4.81
杉内消防屯所	4.03	4.95	3.83	5.09	4.17	5.63
第二工業団地入口	4.52	6.35	4.21	6.21	4.86	6.23
高津戸集会所	7.90	11.70	8.14	11.80	8.29	11.40
富岡第二中学校	6.39	8.45	6.64	8.45	7.06	8.97
新夜ノ森集会所	8.58	13.10	8.73	13.10	9.16	14.20
夜の森公園	8.28	12.60	8.45	12.50	8.96	12.60
松の前待避所	14.50	23.80	15.10	24.30	15.60	24.20
小良ヶ浜集会所	10.90	15.90	10.10	12.60	11.60	13.40
町境(小良ヶ浜地区)	6.79	9.52	7.07	13.10	7.70	10.50
深谷消防屯所	9.25	13.30	9.51	13.10	10.10	16.30
富岡野球場	8.23	11.10	8.05	11.20	8.71	11.00
観陽亭前	1.35	1.45	1.39	1.52	1.59	1.62
富岡合同庁舎西側	4.51	6.45	4.63	6.91	4.44	5.90
富岡養護学校	5.63	8.12	5.78	8.52	6.10	7.68
老人福祉センター	9.47	12.10	8.59	12.20	9.20	12.90
夜ノ森駅	10.60	14.50	10.50	13.50	11.20	15.00
王塚集会所	8.30	12.70	8.64	13.00	7.92	12.50
諏訪神社前	6.47	9.51	6.54	9.60	6.09	9.46
上本町消防屯所	4.85	8.20	5.10	8.44	4.64	7.95
上本町集会所	4.86	7.07	4.84	6.83	4.73	6.76
リベラルヒルズ入口	3.73	5.38	3.72	5.38	3.43	5.39
赤木集会所	2.85	4.31	2.85	4.27	2.57	4.55
上郡山集会所	3.47	4.05	3.44	3.82	3.15	3.89
太田集会所	1.86	2.63	1.79	2.73	1.78	2.60
原下消防屯所前	1.54	2.50	1.55	2.24	1.60	2.23
富岡駅	0.72	0.53	0.70	0.52	0.64	0.47
清水消防屯所前	2.72	4.42	2.73	4.42	2.50	4.17
役場	7.18	10.20	7.52	10.60	6.98	10.50
浄化センター	1.07	1.00	1.06	0.99	0.93	0.94
毛萱集会場	0.75	0.60	0.89	1.18	0.86	1.12
富岡保育所	3.38	4.08	3.38	3.28	2.81	3.43
中央児童館	3.40	5.76	3.77	5.58	3.78	5.48
栄町駐車場	1.62	1.22	2.93	4.15	2.59	4.01
岩井戸消防屯所前	2.26	3.03	2.38	3.23	2.22	3.15

お 知 ら せ

I n f o r m a t i o n

商店街協同組合発行商品券の換金

富岡商店街協同組合が発行した商品券は、町内への立ち入り制限のため現在使用不可能な状況にあります。このため、次の方法で発行済み商品券の換金を行います。

■富岡商店街協同組合まで商品券を持参する場合

商品券を持参する3日前までに電話連絡をお願いします。

連絡項目：お名前・連絡先・商品券の枚数・額面金額

■富岡商店街協同組合まで商品券を持参できない場合

商品券を郵送していただき、到着後、指定口座に振り込みいたします。

その際に、お名前・連絡先・持参する枚数・額面金額 および 指定口座情報(金融機関名・支店名・口座種別(普通・当座など)・口座番号・口座名義人(フリガナ))を記入して、商品券と併せて郵送してください。

*ご不明な点がありましたら、富岡商店街協同組合までご連絡ください。

*換金期限は、平成23年12月16日(金)までとなりますので、ご注意願います。

☎〒970-8026 いわき市平字菱川町1-3

いわき市社会福祉センター4階

(富岡町商工会内)

富岡商店街協同組合 担当 斉藤

☎0246-35-0331

平成24年富岡町成人式

日 時 平成24年1月8日(日)

受 付 12:30~13:20

式典・懇親会 13:30~16:00頃

会 場 ベルヴィ郡山館(郡山市山根町8-7)

対象者 平成3年4月2日から平成4年4月1日生まれの町内在住者および町立中学校卒業生

※対象者には11月初旬に案内文を送付します。

11月末までに届かない場合にはご連絡ください。

☎生涯学習課 ☎0120-33-6466

県外で民間賃貸住宅の家賃等を負担されていた皆様へ

県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還(遡及措置)に関しては、これまで検討中と案内していましたが、原発事故に伴う避難等指示対象者については、原子力損害賠償制度による賠償対象となっていますので、これまで自ら負担した家賃等に関しては、東京電力へ請求をお願いします。

すでに請求書を提出された方も、追加請求が可能ですので、下記東京電力の相談窓口にお問い合わせください。

☎東京電力(株)福島原子力補償相談室

☎0120-926-404

厚生労働省福島労働局からのお知らせ

社員、パートなどの労働者が工作中または通勤途中で地震・津波に遭遇し、負傷または亡くなった場合、負傷または亡くなった方のご遺族は、労災保険からの給付を受けることができる場合があります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署又は福島労働局にご相談ください。

福島労働局 024-536-4605

郡山労働基準監督署 024-922-1370

富岡労働基準監督署 0246-35-0050(所轄)

住家屋の被害調査(震災による損壊)

富岡町税務課では、11月から、震災により損壊した住家屋の被害調査を開始します。

建物の外観により確認しますので、敷地内に立ち入って調査する場合がございますが、ご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願いします。

町内全域の住家屋を対象として調査班が順次調査します。皆様からの申請は必要ございません。

なお、1日当たりの立ち入り時間に制限があり調査完了までは一定期間が必要となりますことをご了承願います。

☎税務課



▲大会の前に役場を訪れた選手を激励しました

富岡高校バドミントン部 国体初 V

第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」に原発事故で猪苗代町に避難している富岡高校の男女バドミントン部が出場しました。

女子は1回戦で富山県に1-2で惜敗しましたが、少年男子では同種別で県勢初の優勝を果たしました。メンバーは斎藤太一(3年)桃田賢斗(2年)松居圭一郎(2年)の3選手。決勝は去年の決勝で敗れた埼玉と対戦、2-1で接戦を制し雪辱を果たしました。

ふくしま駅伝に出場します

第23回市町村対抗県縦断駅伝競走大会(ふくしま駅伝)が11月20日に開催されます。

富岡町駅伝チームは週1回、三春町に集まり合同練習を行っています。
応援をよろしくお願いします。



さくらスポーツフェスタ2011

さくらスポーツクラブ主催のさくらスポーツフェスタが10月22日、大玉村で開催されました。

約300人の町民が参加。ボクササイズや健康体操、社交ダンスなど、さまざまな種目にチャレンジして体を動かしました。

豚汁もふるまわれ、秋空の下、楽しく語らい、和気あいあいとひと時を過ごしました。

ひとり暮らしの高齢者をサポート

緊急通報システムを貸出します

町では、ひとり暮らし高齢者や重度の障がいがあるひとり暮らしの方を対象に、緊急通報機能のある携帯電話または電話機を貸出します。

電話機には、緊急通話機能とGPS(位置情報を確認する)機能がついています。

見つける

本人、親族、役場から要請があった時に、GPS衛星を利用して居場所や進行方向がわかります。

知らせる

非常事態、異常事態発生時はボタン1つで緊急通報が可能です。緊急通報は無料です。

料金

貸出料は無料ですが、電話機の基本料金等がかかります。

月々 1,295円

※緊急時以外にも利用できますが、通話料金が1分間42円がかかります。

健康福祉課福祉係

福島市、県北地方にお住まいの皆さんへ

福島市にお住まいの堀川さん、遠藤さん、三瓶さんより、福島市及び県北にお住まいの富岡町出身の方の絆をつなぐネットワークづくりのご提案がありましたので、ご案内文書を掲載します。



福島市及び県北にお住まいの富岡町出身者の皆様、7ヶ月が過ぎた今、どのようにお過ごしでしょうか。

近隣に何人かのお友達が出来たかもしれません、1日の何時間かは、富岡町の或いは富岡のお友達の思い出に耽っておられることと拝察いたします。

そこで、郷里のことを話し合い・考え・笑い・相談し・意向・問題を共有し・泣く会を立ち上げたいと思います。

主旨に賛同する方は下記までご連絡いただければ幸いです。

堀川 潔 電話090-7332-4894

遠藤一善 電話090-2795-9611

三瓶一義 電話090-5848-0500

■11月20日に設立総会を開きます。

時間 午後1時～5時

場所 コラッセふくしま3階



運動教室へ参加してみませんか

健康福祉課介護保険係では、ストレッチなどの簡単な体操をとりいれた高齢者向けの介護予防運動教室を仮設住宅の集会所で開きます。

12月から週1回、全13回の開催を予定しています。なお、仮設住宅以外にお住まいの方でも参加できますが送迎はできませんのでご了承ください。

日程などの詳細や申込書は、町役場仮庁舎、大玉村連絡所、三春町連絡所に準備します。参加申し込みは介護保険係へお願いします。

【開催場所】

■大玉村安達太良応急仮設住宅H棟集会所

■郡山市南1丁目応急仮設住宅集会所

■郡山市緑ヶ丘東7丁目応急仮設住宅集会所

■郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所1

■三春町平沢応急仮設住宅集会所

※いわき市については、スタッフ等の関係から来年度から開始できるように検討しています。

図健康福祉課介護保険係

J Aふたばからのお知らせ

このたびの東日本大震災及び福島第一原発事故につきましてお見舞いを申し上げます。

今般、当JAでは災害により延期しておりました第13回通常総代会を開催することといたしました。

つきましては、次の日程により方部別座談会を開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、最寄りの開催場所にご出席たまわりますようご案内申し上げます。

＜地区別開催日時及び場所＞

方部名	開催日時	開催場所	住 所
会 津	11月9日(水)午前10時	会津稽古堂	会津若松市栄町3番50号
郡 山	11月10日(木)午後1時30分	ホテルハマツ	郡山市虎丸町3-18
いわき	11月11日(金)午後1時30分	いわきゆったり館	いわき市常磐湯本町上浅見22-1
福 島	11月14日(月)午後1時30分	パルセいいざか	福島市飯坂町字築前27-1

図JAふたば総務部 ☎024-554-3095

発行 富岡町 〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地(ビッグパレットふくしま内)

TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-946-1732 E-mail: tomioka.machi@gmail.com

富岡町役場東日本大震災関連サイト <http://www.tomioka-town.jp/>

